

フィットネス教室参加者募集

運動指導士と一緒に有酸素運動、筋力トレーニング、ストレッチをバランスよく行い、動ける身体づくりをめざし、運動の基本を身につけていきましょう。

日時 ①3/2(水) 10:00~11:00

②3/18(金) 14:00~15:00

場所 保健相談センター 2階ホール

対象 市内在住の運動制限のない方

定員 15人(定員に達し次第締切)

持ち物 動きやすい服装、飲み物、
室内シューズ

参加費 無料(事前予約)

※予約期間は開催日1週間前~前日まで

※来所時のマスクの着用、手指消毒の実施、事前の体調確認など、ご協力をお願いします。

詳しい留意点などは、
市ホームページを
ご確認ください▶



申 問 保健相談センター ☎898-5583

3月健康カレンダー

母子関係の健診・教室 (場所:保健相談センター)		受付時間
乳児一般健診	5日(土) 19日(土)	9:00~11:00 13:00~14:50
1歳6カ月児健診	8日(火) 10日(木) 16日(水) 23日(水)	13:15~14:50
2歳児歯科検診	3日(木)	13:15~15:00
3歳児健診	2日(水) 9日(水)	13:15~14:50
ふたば母子健康相談	1日(火) 15日(火)	9:30~10:30
マンマン教室 (離乳食教室)	22日(火)	13:30~
のびっこ親子教室	17日(木)	時間等は、お問い合わせください。

健康相談(予約制)		受付時間
保健相談センター	毎週火・水曜日 (祝日を除く)	9:00~11:00
	毎週月・金曜日 (祝日を除く)	13:00~15:00

詳しくは市ホームページを
ご確認ください▶



申 問 保健相談センター ☎898-5583

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外のその他世帯分)の申請はお済みですか?

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外のその他世帯分)を支給しています。

支給対象者(支給要件に該当する方)で申請がまだの方は、申請期限までに申請をお願いします。申請後、審査を経て支給決定を行います。なお、審査の結果、本給付金の対象者に該当しない場合も考えられますので予めご了承願います。

※同給付金のひとり親世帯分ですでに支給を受けている児童は、今回の給付金の対象外

支給対象者(支給要件)

- ①平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した児童(高校生等)のみ養育している方で、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方
- ②令和3年4月分児童手当を受給した公務員であって、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方
- ③上記①、②に該当する方以外の方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方と同様の事情にあると認められる方(家計急変者)

給付額 児童1人あたり一律5万円

申請期限 2月28日(月) ※郵送の場合、当日消印有効
(土日、祝日を除く平日の8:30~17:15)

※申請期限を過ぎますと、支給要件を満たしていても支給することはできません。要件を満たす方は、必ず期限内に申請をお願いします。

申請方法

申請書類および必要書類を郵送
または持参で下記の担当課まで提出
※申請書類の詳細については、
市ホームページに掲載しています。

市ホームページ
はコチラ▶



申 問 児童家庭課 内線3235・3236

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の申請はお済みですか?

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、平成15年4月2日から令和4年3月31日生まれの子どもたちに対し、給付金を支給しています。下記の対象者につきましては、給付金を受給する場合は申請が必要となります。

申請が必要となる方

- ①児童手当を職場から受給している公務員の方
- ②高校生等の養育者で中学生以下の子どもがいない方
- ③令和3年12月16日から令和4年3月31日までに生まれた児童を養育している方

給付額 児童1人あたり一律10万円

申請方法

申請書類および必要書類を郵送または窓口、電子申請にて下記の担当課まで提出

※申請が必要となる対象者へは申請書類等を送付していますが、市ホームページにも掲載しています。

※また、電子申請も可能ですので、マイナンバーカードをお持ちの方は、ぜひご利用ください。

申請期限

上記①と②の対象者については、令和4年3月15日(火) (予定)

上記③の対象者については、令和4年3月31日(木) (予定)

※郵送の場合、当日消印有効

※申請期限を過ぎますと、支給要件を満たしていても支給することはできません。要件を満たす方は、必ず期限内に申請をお願いします。

市ホームページはコチラ▶



申 問 児童家庭課 ☎893-4422